



イ 昭和63年5月2日、会社は、組合に対し次のような申し入れを行った。

第63—3号 昭和63年5月2日	
ラッキータクシー労働組合 組合長 A1 殿	ラッキー自動車株式会社 代表取締役 B1
申し入れ書	
1. (1) 昭和63年5月1日付貴組合よりの申し入れ書にある「営業車を止める」と云うことはストライキのことかどうか、明らかにして下さい。	
(2) 若しストライキであるとするならば、その態様、規模、期間等を文書を以って少くとも24時間前に通告するとの約束を守って下さい。	
尚ストによるトラブル防止（非組合員予約車、車両格納方法等）のための話し合いを行いたいので応じて下さい。	
2. 会社は4月27日の団交において表明した通り5月5日迄の回答は諸般の事情により致しかねます。5月20日迄には回答することも表明しておりますのでそれ迄お待ち下さい。	
3. 4月27日の団交席上でお渡しした資料の分析をしましたので参考までに添付いたします。 以 上。	

ウ 昭和63年5月5日、組合は、団体交渉において、全面無期限ストライキを行う予定である旨通告した。しかし、昭和63年5月6日のストライキは実施されるには至らなかった。

エ 昭和63年5月18日、組合は、会社に対し次のような申し入れを行った。

申 し 入 れ 書
昭和63年5月18日 ラッキー自動車株式会社 社長 B1 殿
記
組合は事前通告慣例を遵守するため御通知致します。
昭和63年5月20日始業時より組合はストライキを行います。
但し労働組合は昭和63年5月19日の団体交渉の中で会社に理解を求め説得させて頂きこのストライキの回避にむけて最大の努力を行う考えでございます。
会社も回避にむけて御協力下さいますよう、お願い致します。
以 下 余 白 ラッキータクシー労働組合

オ 昭和63年5月18日、会社は、ストライキの期間、規模、態様等を明らかにするよう組合に要求した。

カ 昭和63年5月20日、組合は、始業時から21日の終業時まで2日間、全面ストライキを行った。

キ 昭和63年5月20日午前11時50分頃、組合は、会社に対し次のような争議行為の態様についての通告を行った。

昭和63年5月20日

ラッキー自動車株式会社  
社長 B 1 殿

ラッキータクシー労働組合  
組合長 A 1

争議行為の態様

1 組合は昭和63年5月18日付けで争議行為の通告をしておりましたがその態様は下記の通りです。

記

1 争議行為の態様

昭和63年5月20日始業時より昭和63年5月21日の終業時までの48時間とします。

2 交渉について

争議行為続行中においても組合は交渉する姿勢は保持しております。

ク 昭和63年6月6日、春闘団体交渉において労使間に合意が成立し、次のような昭和63年度賃金、一時金に関する確認事項及び昭和63年度一時金協定についての文書が取り交わされた。

(抜粋)

確認事項

労使双方は昭和63年度賃金、一時金に関する団交において次の如く合意に達したので確認する。

記

1 賃金 略

:

2 年間一時金

(1) 金額 352,000円 +  $\alpha$  (運転員有資格者年間一人平均)

夏期 174,000円 +  $\alpha$

冬期 178,000円

(2) その他現行通り

(3) 支給日 夏 7月15日頃

冬 12月15日頃

3 早岐営業所の見直し売上げ計算について 略

:

昭和63年6月6日

会社 B 2

組合 A 1

### 一時金協定書

ラッキー自動車株式会社とラッキータクシー労働組合とは昭和63年度年間一時金の支給に関し下記の如く合意に達したので協定書を作成の上各自記名捺印の上各自専通宛保管する。

記

1 金額 略

:

2 資格 略

:

3 年功配分 略

:

4 能率配分 略

:

5 一律配分 略

:

6 欠勤、事故減額(イ) 届出欠勤を1、無届欠勤を2、診断書を提出せる欠勤を0.5、遅刻・早退3回を以って1欠勤とし本人支給額より1/165を減じる。

:

7 退職時返還金 略

:

8 無資格者 略

:

9 支給日 略

:

昭和63年6月6日

ラッキー自動車株式会社

代表取締役 B 1

ラッキータクシー労働組合

組 合 長 A 1

(2) 昭和63年度夏期一時金支給時のストライキ減額

ア 昭和63年6月末頃、会社は、会社の掲示板に次のような資料を貼付した。

### 夏期一時金資料

下記勤務表は夏期一時金の計算の基礎となりますので異議のある

方は4日12時までには総務まで申し出て下さい、申し出なき場合は異議なきものとして処理致します。

以 上

各 位 殿

係

(勤務表 様式)

氏 名	水 揚	出勤 日数	欠 勤 日 数		早退・遅刻 日数	事故件数	勤続年数
			ア リ	ナ シ			
〇〇〇〇	2717210	81	スト2	0	0		323 (26-11)
:	:	:	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:	:

イ 昭和63年7月4日までに、会社に対しストライキの欠勤扱いについて異議の申し出はなかった。

ウ 昭和63年7月12日頃、会社は、昭和63年度夏期一時金の計算方式を示す資料及び各人の同一時金の明細を示す一覧表を組合に交付し、確認を求めた。

エ 昭和63年7月15日の支給日当日まで組合としての異議の申し出はなかった。

オ 昭和63年7月15日、一時金が支給されたが、支給対象組合員の一時金からはストライキによる不就労を無届欠勤扱いとして各々165分の4が減額されていた。なお、この中にはストライキ当日が公休日に当たっていた者（以下「公休者」という。）も含まれていた。

(3) 一時金支給後の団体交渉と減額分の一部返済

ア 昭和63年9月26日、組合は、団体交渉において、ストライキに対する一時金の減額は正当な組合活動に対する不利益取扱いであるとして、減額分の全額返済を要求した。

イ これに対し、会社は、165分の4を減額したのは、ストライキによる不就労をストライキ通告の瑕疵により無届欠勤扱いとし、一時金協定書「6. 欠勤、事故減額」の規定に従い算出したもので、慣例によった旨及び全額返済には応じられないが、これを届出欠勤扱いに改め165分の2を返済する旨回答した。

以後、昭和63年11月8日にも団体交渉が行われたが双方の主張は平行線をたどった。

ウ 昭和63年11月10日、会社は、返済を約した165分の2を対象者全員に返済した。

3 一時金をめぐる過去の労使関係

(1) 一時金協定の締結状況

昭和48年、同52年、同56年、同59年、同60年、同61年、及び同62年には、前記第1の2の(1)のクとほぼ同内容の一時金協定書が取り交わされ

た。

(2) ストライキ実施状況

組合は、昭和36年7月結成以来、本件以外に5回のストライキを行ったが、その実施状況は以下のとおりである。

- ①昭和44年5月10日～5月15日 全面ストライキ
- ②昭和48年5月11日～5月23日 全面ストライキ
- ③昭和52年6月13日～7月2日 全面ストライキ
- ④昭和56年5月28日～5月31日 ハンガーストライキ

参加者4名

- ⑤昭和59年6月23日～6月26日 指名ストライキ

参加者45名

23日～24日	13名
24日～25日	14名
25日～26日	18名

(3) 一時金減額

ア 一時金支給手続き

一時金支給前に会社は、まず、会社の掲示板に前記第1の2の(2)のアのような従業員各人の水揚げ、出勤日数、欠勤日数、早退・遅刻日数、事故件数、勤続年数を明記した一時金資料を掲示し、5日前後の異議申し出期間を置く。この期間が経過した後、同資料と一時金協定書に基づいて支給額の計算を行い、一時金の計算資料及び支給明細一覧表を作成し、組合に示し確認を求める。実際の金銭支給は、以上の手続きを経た上で行われることになっている。

イ ストライキ減額対象者

- (ア) 会社は、ストライキによる不就労を一時金協定書の欠勤と同様に取り扱うこととし、一時金から減額を行ってきた。
- (イ) 会社は、昭和44年の全面ストライキの際、組合側から組合員を公平にストライキに参加させるため全員から減額して欲しい旨の要請を受けたため、公休者をも含む組合員全員から一律に減額を行った。以後、全面ストライキの場合にはこれと同様の措置をとった。
- (ウ) 本件以外のストライキ減額の状況は次のとおりである。

- ①昭和44年全面ストライキ (6日間) 一時金支給対象組合員全員の夏期一時金から168分の6
- ②昭和48年全面ストライキ (12日間) 一時金支給対象組合員全員の夏期一時金から168分の12
- ③昭和52年全面ストライキ (20日間) 一時金支給対象組合員全員の冬期一時金から168分の20
- ④昭和56年ハンガーストライキ 参加4名の夏期一時金から

(4日間)

168分の4

⑤昭和59年指名ストライキ

参加45名の冬期一時金から

(2日間)

165分の2

なお、以上のうち昭和52年全面ストライキ、同59年指名ストライキにおいては、本件昭和63年全面ストライキと同様、会社掲示板に貼付した一時金資料の欠勤日数欄に欠勤がストライキによるものである旨表示されていた。

(4) ストライキ減額に対する当事者の対応

ア 組合は、過去のストライキ減額に対して、会社に異議を申し出たこととはなく、当事者間にこの問題について協議がもたれた事実はなかった。

イ A1組合長は、過去同人が経験したストライキではストライキ減額がされていたことを知っていた。

第2 判断及び法律上の根拠

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張

組合が昭和63年5月20日始業時から21日終業時まで実施した48時間の全面ストライキに対し、会社が一時金支給対象組合員全員の同年度夏期一時金から165分の2を減額した行為は、正当な組合活動に対する不利益取扱いである。特に公休者からも減額し、ストライキ以前に年次有給休暇（以下「年休」という。）を請求していた者についてもそれを取り消したことは、ストライキに対し制裁を加えたものである。

(2) 被申立人の主張

欠勤をした場合に一時金を減額することは当然であり、これはストライキによる不労について同様である。

本件減額は、ストライキによる不労を欠勤と同じ取扱いにすることとし、一時金協定書に従って行ったものであり、過去も同様の取扱いが何等問題なく行われてきている。

2 当委員会の判断

申立人は、本件ストライキ減額は正当な組合活動に対する不利益取扱いであり、特に、その対象者に公休者が含まれ、また、ストライキ以前に請求していた年休が取り消されたことは、ストライキに対する制裁である旨主張する。

よって、以下判断する。

確かに、ストライキによる一時金減額の可否については問題のあるところであるが、しかし、一時金といえども労働の対価として支払われるものである以上、被申立人がストライキによる不労を欠勤と同様に取り扱い一時金減額を行ったという事実のみをもって、直ちに不当労働行為の成立を認めるのは性急にすぎる。

よって、以下、本件について具体的に検討する。

本件一時金は、前記第1の2の(2)のような夏期一時金資料の掲示、異議申し出期間設定、夏期一時金計算資料及び同支給明細一覧表の組合確認という手続きを経て支給されたが、これは、前記第1の3の(3)のア認定の従来の支給手続きに沿ったものであり、また、金額算定の基礎とされた前記第1の2の(1)のク認定の一時金協定書が過去のそれとほぼ同内容であることも、前記第1の3の(1)認定のとおりである。すなわち本件一時金の支給手続きについて、特に従来の方法との相違は見出されない。

次に、論議の争点である減額についてみても、被申立人が従来からストライキによる不就業に対し、これを欠勤同様に取り扱い一時金を減額するという措置をとってきたことは、前記第1の3の(2)及び(3)のイの(ウ)認定のとおりである。

更に、このような措置に対し申立人は、前記第1の3の(4)のア認定のとおり過去異議を申し出たことはなく、前記第1の3の(4)のイ認定の事実と併せて考えれば、むしろ昭和44年の全面ストライキ以来これを容認していたと認めざるをえない。

以上の事実によれば、本件減額は、申立人も容認していたと認められる従来どおりの取扱いに沿って行われたものであり、特に被申立人が申立人を嫌悪して行ったものとは言い難く、不当労働行為であるとまではいえない。

確かに、公休者から減額されている点については疑義が残るが、前記第1の3の(3)のイの(イ)認定のとおりこの措置は昭和44年の申立人側の要請に基づくものであり、前記第1の3の(4)に明らかなように、今日まで当事者がこれを問題視しその破棄等について協議した事実はない。このような背景をもつ本件にあつては、この点をもってしても不当労働行為の成立を認めることはできない。

また、年休が取り消された点についても、例えば、ストライキ参加のための年休取得ではないことが明白である場合の取消については、不当労働行為が成立することも考えられようが、本件においては取消対象者や同人の年休請求時期、目的等が明らかでなく、不当労働行為を認定するにたる疎明はない。

以上のように、結論としては本件について不当労働行為の成立を認めることはできない。

なお、将来の労使関係の安定を考慮し敢えて付言するならば、本件には前記公休者減額等、審問過程で議論され、今後の課題として残された問題も多い。これらは、これまでの組合活動の不慣れや、労使間の協議不足がその原因のひとつであると考えられるので、将来このような問題を生じさせないためにも、今後の当事者の努力と話し合いを期待するものである。

以上の事実認定及び判断に基づき、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。



平成2年2月5日

長崎県地方労働委員会  
会長 藤原千尋